

令和5年度深谷市テニス協会登録（団体）について

1. 申し込み

埼玉県テニス協会への登録を希望される団体は、3月4日（土）までに登録料を添えて、深谷市テニス協会事務局 ハタヤスポーツ（TEL 571-0563）へ申込み下さい。それ以降の登録では、令和5年度の県登録は行いませんので、県主催などの大会には参加できません。（期中の編入者（転勤、結婚などにより県内もしくは市内に編入してきたもの）の登録者は除く）

【参考】深谷市テニス協会入会規定（抜粋） 詳細は本テニス協会HPを確認ください。

第一項 入会資格及び条件

1. 深谷市に在住・在勤・在学する者及びその人達によるクラブ。
2. その他理事会で加盟が認められた者及びその人達によるクラブ。
3. 加盟を希望する者の年齢・性別・国籍は特に関係しない。
4. 二重登録者の認可（第一項 1 又は 2 の条件を満たしている者については、他郡市との二重登録を許可する。二重登録については県内及び県外及びその数を問わない。

第二項 登録方法

1. 加盟を希望する者及びクラブは深谷市テニス協会事務局にて、所定の用紙を用い必要事項を記載し登録料を支払う。登録方法は二種とする。
2. 二重登録を希望する者は登録時に、別に設ける所定の用紙にその旨を申告し登録する。その際、登録時に本人が主とする郡市を明記することとする。
3. 個人登録 入会金 500 円（新規加入時のみ） 登録料 1,500 円
4. 団体登録

一般	入会金	3,000 円（新規加入時のみ）	登録料	8,000 円（～20 名）	5 名追加毎+1,000 円
大学	入会金	2,000 円（新規加入時のみ）	登録料	6,000 円（～20 名）	5 名追加毎+1,000 円
高校以下	入会金	1,500 円（新規加入時のみ）	登録料	3000 円/団体（メンバーは学生に限る）	

第三項 登録期間

1. 登録の有効期間は毎年度 3 月 1 日より 2 月末日とする。

第四項 登録時期

1. 登録は 3 月 1 日付にて行う。具体的な登録〆切日については毎年事務局より提示する。
2. 年度途中よりの登録についても可能とする。（編入登録）

領 収 書

様

金 円 也

上記金額正に領収いたしました。但し、令和5年度深谷市テニス協会登録料（団体）として。

令和5年 月 日 深谷市テニス協会 取扱者 印

キリトリ

令和5年 月 日

令和5年度 深谷市テニス協会登録用紙（団体）

No. _____

団体名 代表者氏名	住所	電 話	メールアドレス (PC/携帯)